

第3次北島町 食育推進計画



令和2年3月

北島町

目次

I. 計画の趣旨	1
1) 計画策定の趣旨	
2) 計画の位置付け	
3) 計画の期間	
II. 食をめぐる現状	2
III. 課題と目標	3
IV. 北島町における食育の推進方向	3
V. 北島町における食育の実践項目	6
VI. 北島町における食育の実施施策	6
VII. ライフステージごとの食育	8
参考資料	
食育基本法	10

I. 計画の趣旨

1) 計画策定の趣旨

「食」は、まさに私たちが生きる上での源であり、豊かな心や人間性を育てていく基礎となるものであります。

近年、核家族化がすすみ、社会経済構造の変化や市民の価値観の多様化などを背景に、個人の好みに合わせた食生活を営むようになり、食の多様化がみられます。その結果、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏り、朝食の欠食をはじめとする食生活のリズムの乱れ、肥満の増加や若い世代を中心とした過度の痩身志向などが問題となるとともに、生活習慣病も増加しています。

また、日々忙しい生活を営むなかで、食に対する意識、食への感謝の念や理解が薄れ、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になってきています。食を通じたコミュニケーションは食の楽しさを実感させ、人々に精神的な豊かさをもたらすと考えられることから、楽しく食卓を囲む機会をもつことは大切です。しかし、家族で暮らしているにも関わらず一人で食事をしているいわゆる「孤食」の人もいます。

その他、食の海外への依存が大きくなっていることにより、多様な食生活を楽しむことが可能となった反面、わが国各地で育まれてきた多彩な食文化が失われつつあります。また、輸入食品の品質の問題や食品の偽装表示などにより、食品に対する不信感が強まり、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっています。

さらには、全国で食育に取り組むようになり、食育に関心を持つ人が増えてきている一方で、全く関心のない人や望ましい食習慣を実践したくてもできない人もおり、食育に対する意識や行動は二極化しています。

このように食生活を取り巻く環境や食に対する意識の変化、食の多様化に対して、市民一人ひとりが望ましい食生活ができるよう、社会全体で長期的に食育に取り組んでいくことが必要です。

こうした現状の中、国による食育基本法が平成17年7月に施行され、平成18年3月に「食育基本計画」、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」が策定されました。

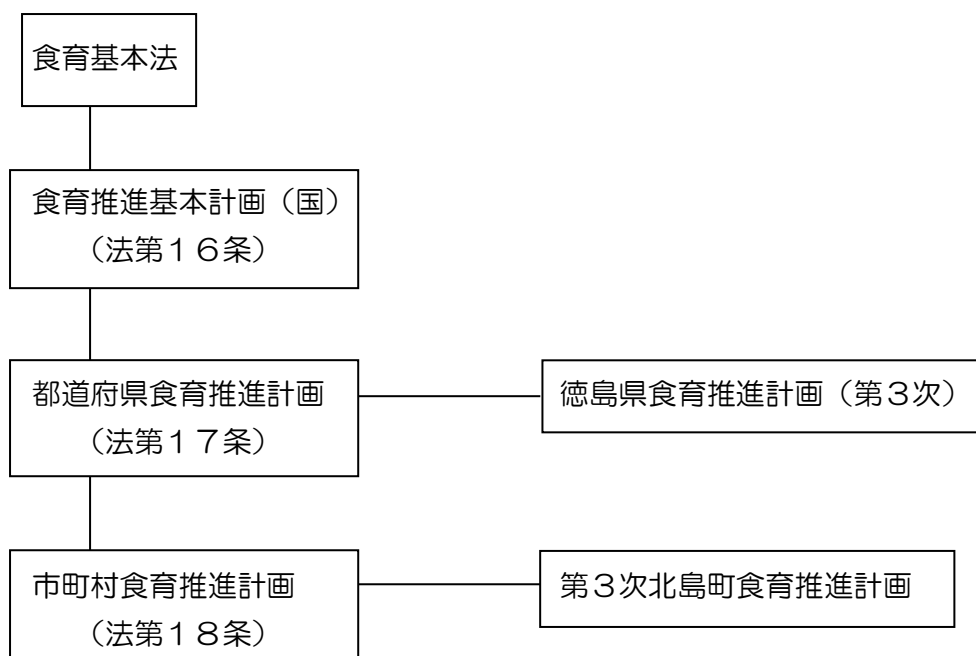
徳島県においては、平成19年1月「徳島県食育推進計画」が策定され、平成23年3月に「徳島県食育推進計画（第2次）」、平成28年3月に「徳島県食育推進計画（第3次）」が策定されています。

北島町においても、平成23年3月に「北島町食育推進計画」、平成27年3月に「第2次北島町食育推進計画」を策定し、市民の食生活・栄養摂取の向上をはじめとする心身の健康づくりを進めるとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて、健康で心豊かな生活ができるように「市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる」よう、施策を進めてきました。

そして、これまでの食育の推進と成果をふまえながら、市民一人ひとりの望ましい食生活の実践をめざし、一層、食育を推進するために本計画を策定しました。

2) 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村推進計画で、平成27年3月に策定した「第2次北島町食育推進計画」を引き継ぐものです。「北島町振興計画」や様々な計画と連携を図り、食育を推進していきます。



3) 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

II. 食をめぐる現状

北島町は今切川と旧吉野川の間を開け、水に恵まれた町としてれんこんや稲作、さつまいもや梨の栽培が盛んに行われてきました。しかし近年ベッドタウンとして新しい住宅や転入者が増加し、都市化が進んでいます。

町には大型商業施設やスーパー、飲食店などが多く、簡単に食材が手に入り好きなものがすぐに食べられる状況となり便利な反面、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などの危険性があります。

一方、核家族化が進むとともに少子高齢化社会を迎え、家庭が持つ食に関わる役割が薄れ、個々の教育では対応が不十分となり、育児支援をはじめとする地域の教育力が問われています。

国の第3次食育推進基本計画では、重点課題として「若い世代を中心とした食育の推進」、

「健康寿命の延伸につながる食育の推進」に加え、新たに貧困状況にある子どもや高齢者等に対する「多様な暮らしに対する食育の推進」、食品ロスの削減等に関する「食の循環や環境を意識した食育の推進」、和食をはじめとする「食文化の継承に向けた食育の推進」が盛り込まれており、取り組みの視点として、子どもから高齢者まで、生涯を通じた取り組みの推進及び国、地方公共団体、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者、ボランティアなどの主体的かつ多様な連携・協働による取り組みの推進をあげています。

Ⅲ. 課題と目標

○「食育」とは・・・

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○食育の目標

子どもから高齢者まで、正しく食べて、元気に暮らそう！

- ・楽しく家族で食卓を囲もう
- ・自分の適量を知り、それを選択し、健全な食生活を実践しよう
- ・元気に暮らして医療費削減
- ・地産地消で豊かな食生活
- ・食材を大切に食べ残しを減らそう

Ⅳ. 北島町における食育の推進方向

地域住民や生産者、農林水産関係団体、各種団体、ボランティア、保育所、学校、行政などがそれぞれの視点で地域に合った取り組みを行っていきます。

1) 行政の取り組み

県との連携を図りつつ、子どもの保護者、教育・保育・医療・保健関係者、農林漁業者、食品関連事業者、各種団体・ボランティア等の「地域リーダー」と連携して、その

地域の特性を生かし、総合的な視野から食育を推進していきます。また、教育ファームに関する情報の発信、環境の整備等を行います。

2) 家庭での取り組み

家庭は、健全な食生活確立のための重要な役割を担っています。子どもの保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立に努めます。年に1度は健康診断を受け、自分の健康は自分で守るという意識を持つように心がけます。

(生活リズムの向上)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

(子どもの生活習慣病予防の推進)

生活習慣病を予防するためには、子どもの時期から適切な生活習慣（栄養・運動・休養）を身につける必要があることから、栄養と運動の両面からの生活習慣病予防対策を推進します。

(望ましい食習慣や知識の習得)

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して食材選びや調理法、食品に含まれる栄養素や体に対する働きを学び、食事のマナー、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解が深められるよう、家族と一緒に食卓を囲んで楽しい食事を心がけるよう推進します。

3) 保育所での取り組み

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期にその生活時間の大半を過ごすところであり、この時期に食に対する喜びやマナーを学ぶことが将来的に大きな影響を与えていくことになるので、保育所における食事の意味は大きいものがあります。このため、保育所においては、所長、保育士、栄養士、調理師、調理員等全職員の協力のもと、保育計画に連動した組織的、発展的な「食育の計画」を作成し、子どもの生活にそった柔軟な援助を行います。

(望ましい食習慣の定着)

乳幼児期に保育所給食を楽しく食べることや、食材とのふれあい、食事の準備をはじめ、行事食・郷土食など食に関する様々な体験や指導を通じて、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図ります。

4) 学校での取り組み

学校は、食、運動、生活リズム等の望ましい生活習慣を身につけ、さまざまな学習や体験活動を通して食に関する知識と食を選択する力を養うために重要な役割を担っています。このため、学校において食に関する指導の充実を促進し、教育活動全体で組織的・計画的に推進します。

(指導の充実)

家庭科や技術家庭科、体育科や保健体育科をはじめとする各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体で組織的・計画的に推進します。

各学校において策定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップのもと栄養教諭や食育リーダーが中心となり関係教職員が連携・協力しながら、組織的な取り組みを進めます。食に関する個別的な相談指導を行うことや学校・家庭・地域が連携して取り組むことも重要です。

地域の生産者団体等と連携し、農漁業体験等、子どもの様々な体験活動も推進します。

また、高校生が「食の自己管理能力」を身につけるための体験的・実践的な食育の場を提供します。

(学校給食の充実)

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を図るとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。

学校給食に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深めます。

また、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取り組みを促進します。

(家庭や地域と連携した食育の推進)

児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や、健康状態の改善を図るため、学校の関係者は、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努めます。

5) 食品関連事業者、農林水産関係団体の取り組み

食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者等は、その事業活動が食品の安全や安心の確保、町民の健全な食生活の実践に大きな影響を持つことを踏まえ、食に関する

幅広い情報を多様な手段で消費者に提供する等、積極的に食育を推進するとともに、食育推進に関する施策や活動に積極的に協力していきます。

農林漁業関係者は、食を支える農林水産業の役割の重要性と、「食」に関する市民の理解を増進することの意義を踏まえ、自主的かつ積極的に教育ファーム等の体験活動や食育に関する普及・啓発に取り組むとともに、食育推進に関する施策や活動に努めます。

6) 医療・保健関係者等の取り組み

医療・保健関係者等は、健康な生活を維持向上し、適切な食習慣の定着を推進するために、医療及び生活習慣の改善に関する指導を行います。また、給食を提供する医療機関や福祉施設においては、適正な食の知識や情報及び安全安心な食を提供し、健康づくりの専門機関として、地域と連携した食育を推進していきます。

7) 各種団体・ボランティアの取り組み

各種団体・ボランティア等は、各組織の目的や役割に応じて組織内や地域・教育機関等における食育に自主的に取り組むとともに、食育推進に関する施策や活動に積極的に参加します。



V. 北島町における食育の実践項目

町民が生涯にわたって、健康で豊かな生活を実現するためには、食に関する幅広い知識を身につけ、実践することが必要なことから、次の項目を掲げます。

(基本理念)

食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む

1. 自分に応じた食事量やバランスのとれた食事の知識と料理を作る力を身につけ、朝食から始まる規則正しい生活を送る。
2. 食の安全についての知識を深め、適切な選択ができる。
3. 適度な運動と健全な食生活を心がけ、生活習慣病の予防に努める。
4. 食事マナーを身につけ、様々な場面で食を楽しみ、コミュニケーションを図る。
5. 各種体験を通じて、食べることへの感謝の気持ちや食物や水を大切にすることを持つ。
6. 北島町の農林水産業に親しみ、地産地消を实践、拡充する。
7. 北島町の食や農、伝統、自然環境等を活かして豊かな食文化を継承する。
8. 食べ残しや廃棄を減らすなど、環境に配慮した行動ができる。

VI. 北島町における食育の実施施策

1. 食育に関心を持つ町民の割合を高めます。
 - 健康に関する情報提供（保健だより、北島町ホームページ）の充実を図る。
 - 給食だよりや試食会、PTA活動により、保護者に対して食育についての働きかけを行う。
 - 町や健康づくりの会が実施する各種教室で、食育を学ぶ場と情報の提供を行う。
 - 健康相談、健診結果説明会、家庭訪問などで住民の生活習慣病の予防に努める。
 - 「親子料理教室」を開催し、料理をすることと食べることの楽しみを学ぶ場を作る。

2. 定期的に食事を摂る習慣の普及・啓発を行います。

○多くの機会を設け、規則正しい食習慣の啓発・指導を行う。

- ①生活習慣病予防教室（小、中学生対象）
- ②育児教室
- ③健診結果説明会
- ④乳児・1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児健診

○乳幼児の保護者に対しても、健診・育児教室を通して規則正しい食習慣の啓発・指導を行う。

○学年だよりや栄養教諭の給食時間の訪問を実施し、食事が心身の成長や人間形成に大きな影響を与えることについて指導を行う。

3. 栄養バランス知識の普及拡大を図ります。

○各種教室の場を利用して栄養バランスに関する知識の普及・啓発を行う。

○健康診断で保健指導対象となった方に対して、個別に食習慣の改善に向けた相談を行う。

○食育の日にパンフレットを配布し、知識の普及拡大に努める。

○ホームページ等に「食事バランスガイド」を掲載し普及を推進する。



4. 地元農産物の消費拡大を図ります。

- 地元農産物の安全・安心をPRするとともにレシピなども紹介し、消費拡大を図る。
- 夏祭り等催事の中で地元農産物や加工品を販売するなどPRの場を提供する。
- 幼稚園や小学校を対象とした食育講座を実施し、家庭への支援を積極的に取り組む。
- 学校給食で日本型生活を体験できる献立を基本に、行事食や郷土料理を取り入れ、地元農産物の活用を推進する。

北島町の主な農産物

<p>【れんこん】 食物繊維やビタミンCが豊富で、また野菜には珍しくビタミンB1も多く含まれています。形がぶっくらとして肉厚なものを選びましょう。 煮物・きんぴら・天ぷら・はさみ揚げなどいろいろな料理に使える便利な食材です。</p> 	<p>【さつまいも】 食物繊維が豊富でおなかの調子を整える野菜として知られています。その他カロテン、ビタミンB1・C・E、カリウム、カルシウムなどを含んでいます。 おかずにもお菓子にも大活躍の食材です。</p> 	<p>【なし】 歯ざわりのよい果肉とたっぷりの果汁が魅力です。北島町では甘く収穫時期の早い幸水と、甘くほどよい酸味もある豊水を主に栽培しています。 そのまま食べるのはもちろんですが、ゼリーやタルトなどのデザートとしても利用されます。</p> 
---	---	---

5. 食の生産に関する知識、情報の提供を進めます

- 学校や幼稚園、保育所で実際の生産の場に足を運び農業体験する機会を設け、命のめぐみを知り、自然の恵みに感謝する場を作る。
- 総合的な学習の時間や、学校農園などで体験学習する場を設ける。

6. 食べ残しや廃棄物の削減を進めます。

- 町報やホームページ、各種団体の会議等でごみ減量の啓発を行う。
- 生ごみ処理機・生ごみ処理容器の活用を推進し、生ごみの再利用を図り、循環型社会への理解を深める。
- 学校での学習の中で「もったいない」の心を育成し、食べ残しや偏食を減らすよう努める。
- 料理教室等でレシピを紹介し、食材の有効活用を推進する。

Ⅶ. ライフステージごとの食育

1. 乳・幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、心身の機能や食行動の発達が著しい時期であり、食生活の基礎をつくる大事な時期です。規則正しい食習慣を身につけ、多くの食物を体験し、味覚を育てることが大切です。また、家族そろった楽しい食事の中から、豊かな人間性を育むための取り組みも重要です。

北島町では、育児教室、乳幼児健診において規則正しい食習慣や子どもに適した食事の指導を行います。また、保育所では栄養士や保育士が協力して食育にあたります。

2. 少年期（6～14歳）

小学校期は、生活習慣・食生活の基礎が完成する時期です。心身の成長が著しい時期でもあるので、自分の成長について知り、食にかかわる活動や体験学習を通じて、食への興味を深め、自分が理解したことを試してみようとすることも大切です。この時期は、食を通じた家族や仲間とのかかわりの中で食を楽しむ心を育てることも学んでほしいと考えます。

中学校期は、習得した知識を応用して自分の健康や食生活に関する課題を見つけ、自分らしい食生活の実現を図っていく時期です。食事を通して望ましい人間関係を育てるとともに、食にかかわる文化・歴史と自分の食生活との関連について考えることも必要な時期といえます。

北島町では、学校教育や給食を通じて、食事が心身に及ぼす影響や食事マナー、伝統などを指導していきます。また、農業体験を通じ感謝の心や食べ物を大切にすることを教え、「親子料理教室」では楽しく料理し楽しく食べることと、生活習慣病予防について学ぶ場を作ります。

3. 青年期（15～24歳）

青年期は、食習慣の自立期で、外食などの機会が増えてきます。特にひとり暮らしの大学生などは、栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが心配されます。この時期には肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られるので、自分の食生活を振り返り、改善できる力や自分の身体を大切にできる力を育むことが大切です。

4. 壮年期（25～64歳）

壮年期前期（25～39歳）は、心身ともに充実し、仕事や子育てなど活動的な時期です。栄養の偏り、不規則な食生活などが重なると、生活習慣病などの悪影響が出てくる可能性があります。自らの食生活を点検する習慣を持ち、健康管理ができることが大切です。家庭においては、子どもたちに食事の基礎を教え、健やかな生活リズムを作ることも重要です。

壮年期後期（40～64歳）は、生活習慣病を発症することが多くなります。これまでの生活習慣を見直し、改善に取り組むことが重要です。職場や地域と連携し、生活習慣病の予防や適切な食に関する知識を持ち、実践できるよう推進します。

北島町では特定健診の受診を推進し、健診の結果をふまえ食事改善の相談を行います。また町や健康づくりの会による健康教室により生活習慣病を予防し、体によい食事の普及に努めます。また子どもの保護者には、乳幼児の健診や育児教室の際に規則正しい食生活の啓発を行うほか、学校より食に関する情報の提供を行います。

5. 高齢期（65歳以上）

加齢に伴って、精神や身体の機能の個人差は次第に拡大していくことから、個人の体調にあった食生活が実践でき、食事を楽しむことが大切です。また、郷土料理の継承や食事マナーの指導者としての役割も重要です。単身の高齢者等の食生活を充実させるために、地域社会での適切な支援を図ります。

北島町では、健康相談の実施や、介護部門と連携しながら個々の状況に適した食事支援を行います。また、口腔ケアを推進し、しっかり噛んで食べることができるよう指導していきます。

参 考 资 料

○食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

目次

前文

第一章 総則(第一条―第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条―第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条―第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条―第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民

の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食

品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び

指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特色を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する

施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及

びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。